

第1条 (総則)

本規程は、ファブラボ北加賀屋(以下本会)定款第9条の規定に基づく、当会の出資金・参加費(共益費)に関する必要な事項を定めるものとする。
本規程の変更は、総会の議決を得て行うものとする。
本規程は、当会の出資金・参加費(共益費)に関する事項であって、本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、代表が総会の同意を得て定めるものとする。

第2条 (出資金の定義)

当会の定める出資金とは、個人/法人を問わず大型機材購入時に必要とされる設備投資費をまかなうものとして集める資金とする。出資時期は当会の設定する設備投資の時期で行なうこととする。

第3条 (ビジョンシェアリングパートナーの定義)

ビジョンシェアリングパートナーとは当会の目的に賛同し出資を行なった法人である。
ビジョンシェアリングパートナーは、出資額に関わらず当会の運営においての決定権をもたない。

第4条 (出資金の額)

出資金の額は、次の通り定めるものとする。
個人/法人とも
出資金 1口 100,000円

第5条 (出資金の納入方法)

当会への出資申込み時に前条に定められた金額を当会指定の金融機関に振り込むものとする。

第6条 (出資者の特典)

個人での出資者は出資金額に関わらず、ファブラボ北加賀屋メンバーとして参加費(共益費)の支払いを1口につき2年間免除される。
法人での出資会員は当会の持つメディアでのロゴの表記、ビジョンシェアリングパートナーとして当会が参加するイベントにおいてロゴや広報物の配布を、当会が行なうものとする。

第7条 (参加費)

参加費(共益費)には、機材利用参加費とワークショップ参加費がある。

第8条 (機材利用参加費の額)

前条に定める参加費は、3ヶ月に一度(4月/7月/10月/1月)徴収し各会員の負担額は、次の通り定めるものとする。
一般会員 3ヶ月ごとに¥7,500(月額 ¥2,500)

第9条 (メンバーの定義)

ファブラボ北加賀屋メンバーは、特定の目的を持ち、参加費(共益費)を納めた者で、当会の所有する機材を目的に沿って利用することができる個人である。
機材の利用にあたっては当会の定める利用規約に準ずる。
団体での登録や割引はいかなる場合においても行なわない。

第10条 (個人会費の納入方法)

メンバーは、当会の定める納入時期に速やかに会費(半年分)を納入するものとする。
年会費の半年分以下の分納は、原則として認めないものとする。
年会費は、ラボ開館時に持参する。
年度の途中で入会する会員の年会費の額は、月割りで計算する。

第11条 (ワークショップ参加費)

第7条に定めるワークショップ参加費とは、随時行なうワークショップに参加者を募り、その事業・活動に係る費用を参加者で負担する費用を指す。

第12条 (ワークショップ参加費の金額設定)

第11条のワークショップ参加費の金額設定は、ワークショップ企画担当者と役員の協議によって決めることとする。
各回において清算を行なう。

第13条 (ワークショップ参加費の納入方法)

参加者は、参加当日に、第12条で決定したワークショップ参加費を納入するものとする。
ワークショップ参加費の分納は、原則として認めないものとする。

ワークショップ参加費は当日、ワークショップ企画担当者に現金で支払うものとする。

第13条(入会金・年会費の返還)

当会は、定款第13条に基づき、退会手続きをとった者に対して納入済みの参加費(共益費)は返還しないものとする。